

# ○川口市表彰規則

昭和47年8月1日

規則第36号

改正 昭和49年12月28日規則第45号

昭和57年3月31日規則第18号

平成元年1月8日規則第1号

平成15年3月31日規則第18号

平成19年3月30日規則第13号

平成23年7月26日規則第34号

平成23年10月5日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、本市の自治の振興と公益福祉の増進に貢献し、その功績が顕著であり他の模範となる者又は市民若しくは市内の団体若しくは本市に縁故のある個人若しくは団体で、文化、芸術、体育その他の分野において顕著な功績のあったものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成15規則18・平成23規則34・平成23規則44・一部改正)

(表彰の種類)

第2条 表彰は、功労表彰、一般表彰、特別表彰及び職員表彰とする。

(平成23規則34・一部改正)

(功労表彰)

第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 市長又は副市長として8年以上その職にある者又はあった者
- (2) 市議会議員として8年以上その職にある者又はあった者
- (3) 選挙管理委員会委員、監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員又は農業委員会委員として10年以上その職にある者又はあった者
- (4) その他前3号に掲げる者に準ずる者であって特に功績が顕著なもの

(平成15規則18・平成19規則13・一部改正)

(一般表彰)

第4条 一般表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行うものとする。

- (1) 市政の振興に寄与し、他の模範となる者
- (2) 特に優れた善行があり、他の模範となる者
- (3) 自己の危険を顧みず人命を救助し、又は災害を未然に防止した者
- (4) 学術、芸術、体育その他文化の向上に尽くした者
- (5) 公益のために私財を寄附した者
- (6) その他特に表彰に値すると認められる者

(平成15規則18・一部改正)

(特別表彰)

第5条 特別表彰は、市民若しくは市内の団体又は本市に縁故のある個人若しくは団体で、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。

- (1) 文化、芸術、体育その他の分野に関し、国内又は海外において顕著な功績のあったもの
- (2) その他前号に掲げるものに準ずるものであって、特に表彰に値すると認められるもの

(平成23規則34・追加)

(職員表彰)

第6条 職員表彰は、川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）に定める職員で、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。

- (1) 市政に関し特に顕著な功績のあった者
- (2) 職務の内外を問わず市職員全体の名誉を高め、信用を深めるような善行のあった者
- (3) 災害を未然に防止し、又は変事に処し特に功績のあった者
- (4) その他特に表彰に値すると認められる者

(昭和49規則45・平成15規則18・一部改正、平成23規則34・旧第5条繰下)

(表彰の方法)

第7条 表彰は、被表彰者に対し表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。

(平成15規則18・一部改正、平成23規則34・旧第6条繰下)

(表彰の内申)

第8条 この規則により表彰を受けるべき者があると認められるときは、当該所管の長は、別記様式の功績内申書及び必要な資料を作成し、市長に内申するものとする。

(平成23規則34・旧第7条繰下)

(表彰審査委員会)

第9条 表彰の内申に関し、その正否を審査するため、別に定めるところにより川口市表彰審査委員会を置く。

(昭和49規則45・追加、平成23規則34・旧第8条繰下)

(表彰日)

第10条 表彰は、毎年市長が定める日に行う。ただし、特別の事情があるときは、その都度表彰することができる。

(昭和49規則45・旧第8条繰下、平成15規則18・一部改正、平成23規則34・旧第9条繰下)

(待遇)

第11条 第3条及び第6条の規定により表彰を受けた者に対しては、次に掲げる待遇を行うことができる。

- (1) 市の公の式典への参列
- (2) 死亡の際は相当の礼をもってする弔慰

(昭和49規則45・旧第9条繰下、平成15規則18・一部改正、平成23規則34・旧第10条繰下・一部改正)

(在職年数の計算)

第12条 在職年数の計算は、次によるものとし、毎年4月1日を基準日として計算するものとする。

- (1) 就任又は就職の月から起算する。
- (2) 1月に満たない端数は、1月とする。
- (3) 在職年数は、中断してもその前後を通算する。

(昭和49規則45・旧第10条繰下、平成23規則34・旧第11条繰

下)

(追彰)

第13条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡したときは、これを追彰し、その者が受けるべき表彰状等は、その遺族に贈呈する。

(昭和49規則45・旧第17条繰下、平成15規則18・一部改正、平成23規則34・旧第12条繰下)

(表彰の取消し)

第14条 表彰された者が、その体面を汚す行為があったときは、表彰を取り消すことができる。

(昭和49規則45・旧第12条繰下、平成23規則34・旧第13条繰下)

(適用の除外)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、第3条から第6条までに規定する適格者であっても、この規則を適用しない。

- (1) 刑の言渡しを受けた者（刑の消滅した者を除く。）
- (2) 懲戒処分によりその職を免ぜられた職員
- (3) その他表彰することが不相当と認められる者

(昭和57規則18・追加、平成15規則18・旧第13条の2繰下・一部改正、平成23規則34・旧第14条繰下・一部改正)

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(昭和49規則45・旧第13条繰下、平成15規則18・旧第14条繰下・一部改正、平成23規則34・旧第15条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成23規則44・一部改正)

(川口市消防職員表彰規則の廃止)

2 川口市消防職員表彰規則（昭和24年告示第55号）は、廃止する。

(平成23規則44・一部改正)

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

- 3 鳩ヶ谷市の編入の日(次項において「編入日」という。)前に、編入前の鳩ヶ谷市表彰規則(昭和51年鳩ヶ谷市規則第18号)又は鳩ヶ谷市職員表彰規程(昭和47年鳩ヶ谷市規程第16号)の規定により表彰を受けたものは、この規則の規定により表彰されたものとみなす。

(平成23規則44・追加)

- 4 編入日前に編入前の鳩ヶ谷市において第3条各号に掲げる職に相当する職にあった者で、編入日以後この規則の適用を受けることとなったものに対して同条の規定を適用する場合には、同市において当該相当する職にあった期間を、本市において在職した期間とみなす。

(平成23規則44・追加)

- 5 前2項に規定するもののほか、鳩ヶ谷市の編入に伴う必要な経過措置は、市長が別に定める。

(平成23規則44・追加)

附 則(昭和49年12月28日規則第45号)

この規則は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年1月8日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第18号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。以下この項において「改正法」という。)附則第2条の規定により副市長に選任されたものとみ

なされる者に係るこの規則による改正後の川口市表彰規則第11条の規定の適用については、改正法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく助役として就任した日を改正法による改正後の地方自治法の規定に基づく副市長として就任した日とみなして、その者の副市長としての在職年数を計算するものとする。

附 則（平成23年7月26日規則第34号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年10月5日規則第44号）

この規則は、平成23年10月11日から施行する。

別記様式

功 績 内 申 書			
			年 月 日
川口市長		様	
			内申者 職氏名
次の者は、川口市表彰規則第 条第 号に該当すると認められますので内申します。			
(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日	(満 歳) 年 月 日
表 彰 の 種 類	1 功労表彰	2 一般表彰	3 特別表彰 4 職員表彰
本 籍 地			
現 住 所			
最 終 学 歴			
主 な 職 業			
履 歴	別 紙		
功 績 の 概 要			

(注) 履歴欄は、職員表彰にあつては就職年月日及び在職年数のみ記入すること。

別記様式

(平成 1 5 規則 1 8 ・ 全改、平成 2 3 規則 3 4 ・ 一部改正)